



## 平成30年度税制改正～特例事業承継税制の創設～

今月1日より、事業承継税制が大幅に変更されます。

今回は、この事業承継税制の変更内容について、詳しくご説明してまいります。

### 【特例事業承継税制の創設】

事業承継の際の相続税・贈与税の納税を猶予・免除する「事業承継税制」について、10年間の特例措置として、適用要件の緩和をはじめ大幅な拡充が行われます。具体的には、今後、5年以内に「特例承継計画」（仮称）を提出し、10年以内に贈与・相続による事業承継を対象として、(1)対象株式数上限等の撤廃、(2)雇用要件を実質的に撤廃、(3)対象者の拡大、(4)新たな減免制度など、これまで利用の妨げとなっていた要件が大幅に緩和され、使いやすい制度として新たに創設されます。

**適用**：平成30年1月1日から平成39年12月31日までの贈与等が対象  
平成35年3月31日までに特例承継計画の認定が必要です。



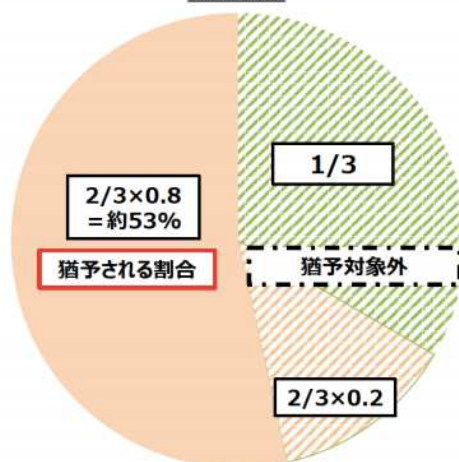
### 「特例承継計画」とは

認定経営革新等支援機関の指導や助言を受けた特例認定承継会社が作成したものであって、その承継会社の後継者や承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

### 猶予対象株式数の上限の撤廃・猶予割合を100%に拡大

改正概要

現行制度



現行制度

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3までであり、相続税の納税猶予割合は80%。そのため、実際に猶予される額は全体の約53%にとどまる



改正案

・対象株式数の上限を撤廃し議決権株式の全てを猶予対象とする。  
・猶予割合を100%に拡大。  
⇒事業承継に係る金銭負担はゼロとなる

### 雇用要件を実質的に撤廃

現行の事業承継税制では、5年平均で雇用の8割以上を維持できなければ、納税猶予が打ち切られるという要件が利用の妨げとなっていました。

特例では、仮に8割以上の雇用に維持できなくても、納税猶予が継続されるようになりました（維持できない理由の報告が必要）。

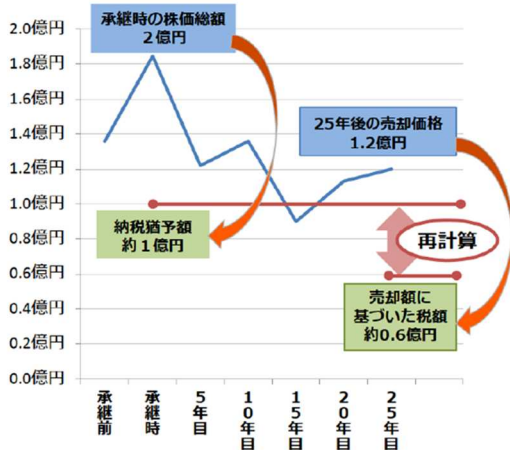
## 対象者を大幅に拡大（複数人から1人、1人から3人等も対象）

現行の承継パターンは、「代表者から後継者のみ（1人から1人）」が対象ですが、特例では、承継パターンが拡大され、「複数人から1人」・「1人から3人」への承継も対象になります。



## 経営環境の変化に応じた新たな減免制度の創設（承継後の負担の軽減）

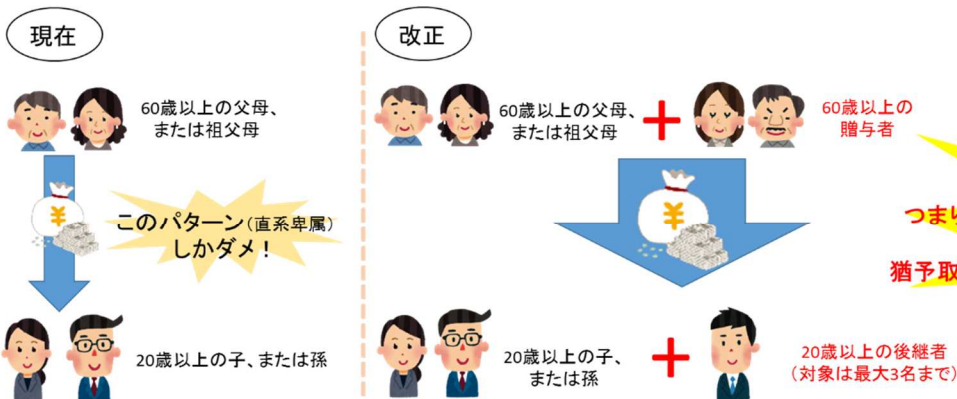
### X社の株価総額の推移（イメージ図）



特例承継期間経過後に、経営環境の変化を示す一定の要件を満たし、特例認定承継会社の株式を譲渡するとき、同社が合併により消滅するとき、あるいは同社が解散するときには、その時点の株式評価額で納税額を再計算し、納税猶予税額の一部を減免する制度が設けられます。

## 相続時精算課税制度の併用適用を拡充

前述の「対象者を大幅に拡大」を受け、推定相続人以外の者への贈与について相続時精算課税の適用が認められます。相続時精算課税の適用範囲を拡大することで、納税猶予が取り消されたときに過大な税負担が生じないようにします。



相続時精算制度…「生前贈与をするとき、2500万円まで贈与税を非課税にします。でも、贈与した人が亡くなった時には、その人の遺産だけでなく、過去に生前贈与した財産も一緒に、相続税として課税しますよ」という制度。

4月より、新入社員が1名入社いたしました。どうぞよろしくお願い致します。

